

※ 本 Q&A は、企業が平成 27 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度において、オープンイノベーション型を活用することを前提に作成しております。

研究開発税制のオープンイノベーション型活用に関するQ&A

平成 27 年 4 月

経済産業省 技術振興・大学連携推進課

1. 本書の趣旨

平成 27 年 3 月 31 日に租税特別措置法を含む各種税法を改正する法律が公布され、同年 4 月 1 日より施行されました。これにより、研究開発税制の一部であるオープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度、以下「OI 型」という）も抜本的に拡充されることとなり、本税制の活用によりオープンイノベーションの取組みが加速されることが期待されます。

そこで、企業が OI 型を活用するうえで必要となる情報を Q&A 形式でご紹介します。以下の内容を参考にして頂き、OI 型を有効にご活用ください。

※本資料は OI 型に関する概要を簡潔に説明するためのものであり、適用にあたって必要とされる各種要件等について一部記載を省いております。実際のご活用にあたっては、根拠法令及び「特別試験研究費税額控除制度ガイドライン」を参照いただくとともに、税理士等へのご相談をおすすめします。

(次ページより Q&A)

※ 本 Q&A は、企業が平成 27 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度において、オープンイノベーション型を活用することを前提に作成しております。

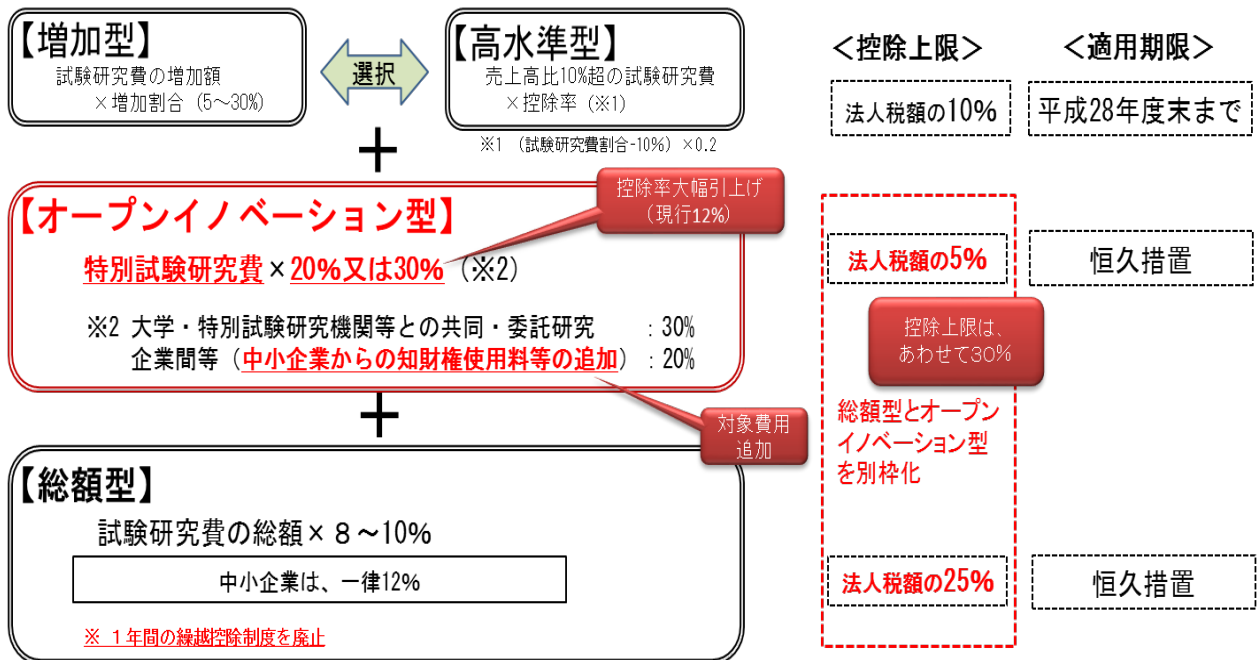
2. Q & A

Q 1 : 平成 27 年度改正で、OI 型の何が変わりましたか。

A 1 : 以下の点が拡充されました。いずれも恒久措置となっております。

- ・ 控除率の大幅引上げ（12%→20%または30%（Q 2 参照））
- ・ 控除上限の別枠化（総額型の枠から別枠化し、法人税額の5%という上限を設定）
- ・ 委託試験研究の相手方の追加（公益法人、地方公共団体の機関等を追加）
- ・ 対象費用の拡大（中小企業に支払った知的財産権の使用料等を追加）

（参考：研究開発税制全体における平成 27 年度改正の概要）



※ 本 Q&A は、企業が平成 27 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度において、オープンイノベーション型を活用することを前提に作成しております。

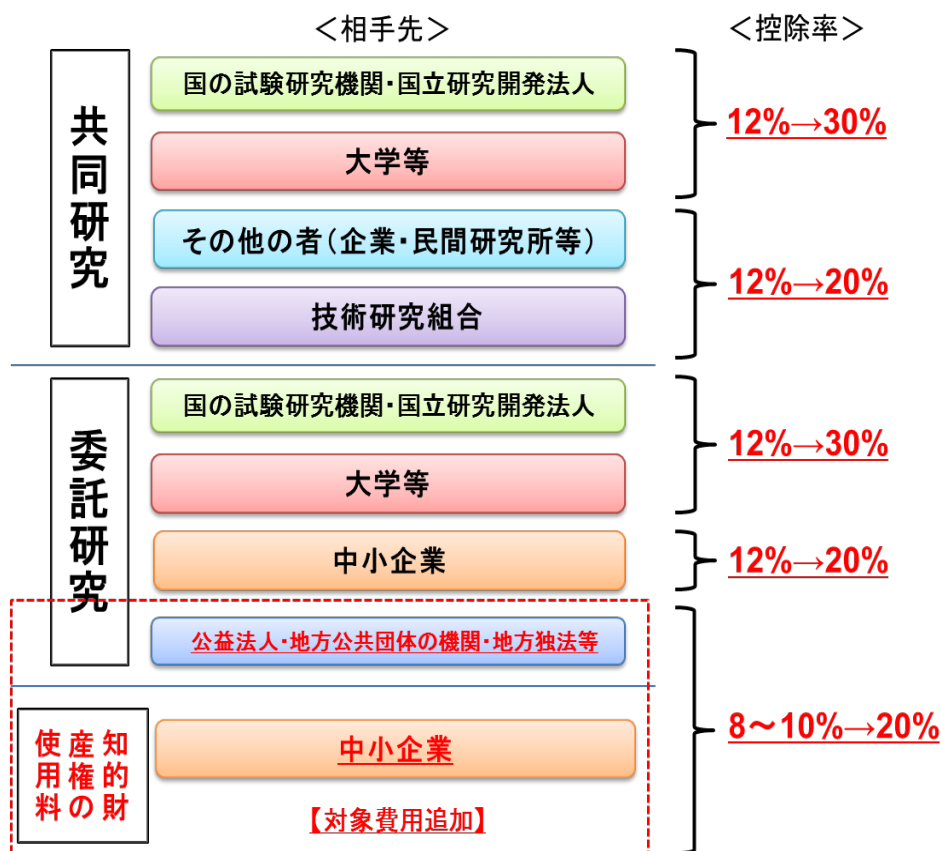
Q 2 : 0I 型の控除対象となる連携の相手方について教えてください。

A 2 : 共同試験研究・委託試験研究等の相手方については、以下のとおりとなります。（赤字は平成 27 年度改正部分となります。）※

委託試験研究の欄にある、「公益法人・地方公共団体の機関・地方独法等」については、具体的には a) 法人税法別表二に掲げる法人（公益法人、一般社団法人（非営利型法人）、学校法人（大学等を除く）、社会医療法人など）、b) 国の機関、c) 地方公共団体及びその機関、d) 独立行政法人及び地方独立行政法人となります。

また、国の試験研究機関・国立研究開発法人の範囲については、別紙をご覧ください。

【特別試験研究費の対象範囲及び控除率】



※ 本書においては、「その用途に係る対象者が少数である医薬品に関する試験研究」に関連する情報は割愛します。

※ 本 Q&A は、企業が平成 27 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度において、オープンイノベーション型を活用することを前提に作成しております。

Q 3 : OI 型の控除対象となる費用の範囲について教えてください。

A 3 : 前ページの図のとおり、特定の相手方と共同試験研究・委託試験研究を行った場合において負担した費用、中小企業に支払った知的財産権の使用料が対象となります。

具体的には、以下のとおりとなります。

(1) 共同試験研究の場合

契約または協定に基づく、自社外試験研究費（相手方が支出した共同試験研究に係る試験研究費のうち、申告法人が負担したもの）と自社内試験研究費（申告法人が自らの負担で支出したもの）の両方が対象となります。

(2) 委託試験研究の場合

契約または協定に基づき、相手方が支出した費用のうち、申告法人が負担したものが対象となります

(3) 技術研究組合による協同試験研究の場合

申告法人が技術研究組合の組合員である場合に、組合の事業に要する賦課金が対象となります（その際、組合の定款、規約または事業計画において、組合員の役割分担等が記載されていることが必要です）。

(4) 中小企業に支払った知的財産権の使用料

契約または協定に基づき中小企業に支払った、当該中小企業の知的財産権（特許、実用新案、ノウハウ等）の使用料が対象となります。なお、試験研究の目的であるものに限られます。

※ 本 Q&A は、企業が平成 27 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度において、オープンイノベーション型を活用することを前提に作成しております。

Q 4 : 連携の相手方が海外の事業者だった場合でも控除は受けられますか。

A 4 : 共同試験研究の場合であれば、海外の事業者（個人や企業）・公的研究機関・大学等であっても控除の対象となります（上記 Q 2 の図では「その他の者」に該当）。ただし、Q 7 にご紹介する各種の要件等を満たす必要があります。一方、委託試験研究及び知的財産権の使用料の場合には、対象とはなりません。

Q 5 : 0I 型を活用すると、総額型は活用できなくなるのでしょうか。

A 5 : 0I 型を活用するために計上した共同試験研究・委託試験研究に要した費用や知的財産権の使用料については、総額型を活用するための試験研究費として計上することはできません。

納税法人は、共同試験研究・委託試験研究に要した費用や知的財産権の使用料のうちどこまでを 0I 型活用のための費用とするかを判断することができます。

Q 6 : 自社が中小企業の場合でも、0I 型を活用することは可能でしょうか。

A 6 : 可能です。なお、上記 Q 5 と同様に、0I 型を活用するために特別試験研究費として計上した費用については、中小企業技術基盤強化税制（控除率 12%）を活用するための試験研究費として計上することはできません。

※ 本 Q&A は、企業が平成 27 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度において、オープンイノベーション型を活用することを前提に作成しております。

Q 7 : OI 型の控除を受けるためには、確定申告までにどのような準備が必要でしょうか。

A 7 : 相手方によって対応が異なります。ここでは概略を紹介します（※）ので、詳細については「[特別試験研究費税額控除制度ガイドライン](#)」（以下「ガイドライン」という）をご確認のうえ、事前の準備に努めて下さい。

なお、ガイドラインについては、平成 27 年度税制改正等を踏まえ、近日中に改訂予定です。

〔※「技術研究組合の組合員が行う協同試験研究」に関する手続きについては省略します。〕

(1) 国の試験研究機関・国立研究開発法人（特別研究機関等）との共同試験研究・委託試験研究

- 1) 相手方との契約または協定において、「費用の分担及びその明細」、「成果の帰属」、「成果の公表」など、規定しなければならない事項がありますので、ガイドラインを参考に事前に契約または協定の規定を整備してください。
- 2) 共同試験研究・委託試験研究のために支出した金額を基に、特別試験研究費の額を算出してください。なお、税務調査に備え、支出額を客観的に判断できるような書類（研究記録や領収書等）の準備が必要です。
- 3) 特別試験研究費の額については認定を受けることが必要です。試験研究機関等との共同試験研究・委託試験研究については、試験研究機関等の長又は当該試験研究機関等の属する行政機関に置かれる地方支分部局の長の認定が必要となりますので、[告示に定められている手続](#)に従って申請を行い、認定書の交付を受けてください。

国立研究開発法人との共同研究・委託研究については、国立

※ 本 Q&A は、企業が平成 27 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度において、オープンイノベーション型を活用することを前提に作成しております。

研究開発法人の長の認定が必要となりますので、共同試験研究を行った国立研究開発法人に手続を確認の上申請を行い、認定書の交付を受けてください。

(2) 大学・民間企業等との共同試験研究、大学・特定中小企業者等との委託試験研究、知的財産権の使用料

- 1) 上記(1)と同様に、相手方との契約または協定において規定しなければならない事項がありますので、ガイドラインを参考に事前に契約または協定の規定を整備してください。
- 2) 上記(1)と同様の対応が必要です。
- 3) 特別試験研究費の額について、自社内での監査が必要になります。監査とは、いわゆる会計監査ではなく、専門的な知識及び経験を有する者が行う検査及び適正である事の証明をいい、この専門的な知識及び経験を有する者には、公認会計士若しくは監査法人、税理士若しくは税理士法人又は監査役が該当します。この証明については、これらの者による検査の結果、適正であった旨を記載した書類へのこれらの者の署名又は記名押印の方法により受けてください。
- 4) 特別試験研究費の額について、書類により相手方の確認を受けてください。

※ 本 Q&A は、企業が平成 27 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度において、オープンイノベーション型を活用することを前提に作成しております。

別 紙

国の試験研究機関・国立研究開発法人（特別研究機関等）の範囲

1. 「試験研究機関等」

警察庁科学警察研究所
文部科学省科学技術・学術政策研究所
厚生労働省国立医薬品食品衛生研究所
厚生労働省国立保健医療科学院
厚生労働省国立社会保障・人口問題研究所
厚生労働省国立感染症研究所
農林水産省動物医薬品検査所
農林水産省農林水産政策研究所
国土交通省国土技術政策総合研究所
気象庁気象研究所
気象庁高層気象台
気象庁地磁気観測所
環境省環境調査研修所
消防庁消防大学校
厚生労働省国立障害者リハビリテーションセンター
国土交通省国土地理院
気象庁気象大学校
海上保安庁海上保安大学校
防衛省技術研究本部航空装備研究所
防衛省技術研究本部陸上装備研究所
防衛省技術研究本部艦艇装備研究所
防衛省技術研究本部電子装備研究所
防衛省技術研究本部先進技術推進センター
防衛省技術研究本部札幌試験場
防衛省技術研究本部下北試験場
防衛省技術研究本部岐阜試験場
自衛隊中央病院
防衛省防衛大学校
防衛省防衛医科大学校
独立行政法人農林水産消費安全技術センター
独立行政法人製品評価技術基盤機構
独立行政法人国立印刷局

※ 本 Q&A は、企業が平成 27 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度において、オープンイノベーション型を活用することを前提に作成しております。

2. 「国立研究開発法人」

国立研究開発法人日本医療研究開発機構
国立研究開発法人情報通信研究機構
国立研究開発法人物質・材料研究機構
国立研究開発法人防災科学技術研究所
国立研究開発法人放射線医学総合研究所
国立研究開発法人科学技術振興機構
国立研究開発法人理化学研究所
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
国立研究開発法人海洋研究開発機構
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
国立研究開発法人国立がん研究センター
国立研究開発法人国立循環器病研究センター
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
国立研究開発法人国立国際医療研究センター
国立研究開発法人国立成育医療研究センター
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
国立研究開発法人農業生物資源研究所
国立研究開発法人農業環境技術研究所
国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
国立研究開発法人森林総合研究所
国立研究開発法人水産総合研究センター
国立研究開発法人産業技術総合研究所
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
国立研究開発法人土木研究所
国立研究開発法人建築研究所
国立研究開発法人海上技術安全研究所
国立研究開発法人港湾空港技術研究所
国立研究開発法人電子航法研究所
国立研究開発法人国立環境研究所

※ 本 Q&A は、企業が平成 27 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度において、オープンイノベーション型を活用することを前提に作成しております。

<お問い合わせ先>

本資料について

経済産業省 産業技術環境局 技術振興・大学連携推進課

Tel 03-3501-1778

<改訂履歴>

平成 27 年 1 月 公表

同年 3 月 改訂 (A 5 後段部分を追加)

同年 4 月 改訂 (委託研究の相手先の追加、中小企業に支払った知的財産権の使用料、国の試験研究機関・国立研究開発法人等について情報更新)